

令和 8 年度内子町ビジネスプランコンテスト 企画・運営委託業務委託仕様書

1. 業務名

令和 8 年度内子町ビジネスプランコンテスト企画・運営委託業務

2. 業務目的

ビジネスプランコンテストの開催を通じて、地域に根差す人材とビジネスの発掘・育成を図り、内子町内での企業及び事業化につなげることを目的とする。あわせて、起業志向を持つ人材や地元志向の若者等の移住・定住を促進する仕組みを構築し継続的な地域経済の活性化に寄与することを目指す。

この目的を達成するため、町内外から広く応募者を募り、優れたアイデアのブラッシュアップを行い、継続的かつ安定的に収益を確保できる事業の立ち上げを支援する。さらに、コンテスト終了後においても事業の定着および発展につながるよう支援する。

本業務では、これら一連の取り組みを効果的かつ一体的に実施できる事業者を選定する。

3. 履行期限

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日まで

4. 対象者

コンテストの参加対象者は、内子町内で起業を予定または希望している者とする。

※すでに起業している場合は、新しいビジネスプランを有していることを参加条件とする。内子町内の中小企業の事業承継予定者も可とする。

5. 業務内容

(1) 事務局の設置

業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十分な人員を配置・確保すること。

(2) 募集、周知

過年度に作成したコンテスト名称や広報素材を活用することも可能とする

が、本業務の目的達成に資するよう、必要に応じて変更又は新たに作成すること。また、印刷物やホームページ等で町内外から応募者を募る工夫をし、10人以上の応募者を確保するよう努めること。

(3)企画・スキーム作り

業務目的を鑑み、コンテストの入賞者や応募者が、内子町内で起業できるようにする仕組みづくり等の提案。また、他の市町等が行っているビジネスプランコンテストとの差別化など、効果的な実施方法などの提案を盛り込むこと。その際、町内事業者の実情や地域特性を踏まえた実現性の高い内容とすること。

(3)要領等の作成

募集要領を作成すること。また申込書を作成し、記載項目には応募者の基本情報やビジネスプランをはじめ、応募者の審査・選定等を盛り込むこと。

(4)1次審査（書類審査）の実施

審査基準を定めるとともに適切な審査員を選定し、公平な審査の上、5人程度の審査通過候補者を選定すること。なお、審査結果については、受託者において応募者全員に通知し、応募者のビジネスプランに対する評価や助言等を行うこと。

(5)実践プログラムの運営

1次審査通過者に対し、ビジネスプランの具体化及び実現性の向上を図るためブラッシュアップや最終審査のプレゼンテーションに向けての支援を行うこと。

(6)最終審査

一般公開のプレゼンテーション審査により受賞者を決定し、表彰を行うこと。審査においては審査基準を定めるとともに、適切な審査員を配置し、公平な審査の上、受賞者を決定すること。審査員には適正な審査及び講評や助言等を行える人物を3名以上選定すること。審査員及び審査基準は町と協議の上、決定すること。

審査員が受賞者の選定を行っている間、起業や新規事業進出等に関する講演を行う講演者を審査員とは別に1名選定すること。

(7)アンケートの実施

参加者に対しアンケートを実施し、集計・分析を行った上で、結果を町に報告すること。

(8)起業・事業化支援

受賞者及び希望者に対し、内子町内での起業及び事業化を促進するため、個別相談や助言等の支援を行うこと。また、必要に応じて金融機関、商工

団体、支援機関等と連携し、資金調達や事業計画の具体化に向けたマッチング支援を実施すること。さらに、事業化にあたっての課題整理及び解決に向けた支援を行い、実現性の高いビジネスの創出につなげること。
また、これらの支援を3月末までに実施すること。

7. 打合せ

本業務の遂行にあたっては、担当課との連絡を密にするよう努めるとともに、月1回程度は担当者との進捗確認を実施するなど、効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

8. 業務報告

受託者は本業務の実施状況等を明らかにするため下記の通り提出すること。

① 提出物

- ・実績報告書（実施状況や開催結果等、詳細が分かるもの）
- ・アンケートデータとその集計結果
- ・実践プログラムや最終審査会等の写真

② 提出期限

令和9年3月24日（水）

9. 著作権・特許権

ホームページやチラシ等の各種広告物、ロゴ、名称等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないよう留意すること。

本業務で作成したホームページやチラシ等の各種広告物、ロゴ、名称等及び写真やイラスト等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定された受託者の権利については行使しないものとする）は町に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、町が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

10. その他

- （1）本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない
- （2）受託者は本業務の全て又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (3) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、内子町監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料等の説明責任を果たすこと。
- (4) 受託者は町と十分協議を行いながら、適切な体制により効率的な業務推進に努めること。業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、町の指示及び承認を受けること。